

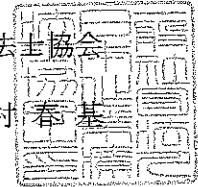
平成 24 年 9 月 6 日

厚生労働省 保険局 医療課長

鈴木康裕様

一般社団法人 日本作業療法士協会

会長 中村 春基



リンパ浮腫治療への対応について（要望）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、リハビリテーション・作業療法の活動にご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このところ、リンパ浮腫への対応につきまして、『リンパ浮腫療法士認定機構』が設立されるなどの動きがございます。『リンパ浮腫療法士』に関しては、当初の広報では受験資格に作業療法士の職名を記載されていたものの、直近のホームページの記載では、職名が削除されているなどの変更があり、現場の作業療法士・医師等が困惑、混乱しております。

作業療法士は別紙にございますように、リンパ浮腫療法士の受験資格のある理学療法士と同様の基礎・専門基礎分野の教育を受けており、医師の指示のもとで、リンパ浮腫を発症した対象者へのリハビリテーション支援を行っている実績がございます。

また、厚生労働省の委託事業である『リンパ浮腫研修』には、作業療法士の受験資格もあり、作業療法士が講師を務めております。

リンパ浮腫への対応についてご検討いただく際には、国民への不利益となりませんよう、ご高配の程、宜しく願い申し上げます。

謹白